

くらしの情報



No. **252** 2020年1月号
編集発行：新宿区立新宿消費生活センター TEL：03-5273-3834

エスディーゼス

SDGs(持続可能な開発目標)とエシカル消費

～人・社会・地球環境にやさしい消費を～

SDGs(持続可能な開発目標)は、世界が直面するさまざまな問題に対し、世界が一丸となって取り組むための目標です。2015年に国連で採択されました。SDGsには、2面で紹介するような17の目標があり、「エシカル消費」は目標12の達成のために大切な考え方です。これから、みんなで協力してこのSDGsの目標に取り組んでいきましょう。

私たちが具体的にできること 「商品の向こう側をかんがえてみましょう」 エシカル消費

「エシカル消費」とは、「倫理的消費」という意味です。ちょっと難しい言葉ですが、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことで、今すぐに、誰にでもできます。たとえば買い物をするときに「これはどこで、だれが、どのようにして作ったのかな?」「これを選んで消費することは環境にいいことなのだろうか」と、立ち止まって考えてみましょう。自分のことだけでなく、自分以外の人や社会、環境にいい影響を与えるものを選ぶことで、「よりよい未来」に向けて行動することになります。まずはできることから、無理のない範囲で始めてみませんか。

どんなことをすると 「エシカル消費」なの?

〈買い物するときにできること〉

- マイバッグを持参しましょう。
- 食品は必要なときに、必要な分だけ買いましょう。
- リサイクル素材を使ったものや、省エネ製品など、環境に配慮した商品を購入しましょう。
- 地元の産品、被災地の産品、福祉施設などでつくられた製品を購入しましょう。それぞれの支援につながります。

- エシカル消費に関連する認証ラベル・マークのついた商品を購入しましょう。



〈買い物以外でできること〉

- 食べ残しを減らしましょう。食品ロスの削減につながります。
- ストローやビニール袋など、プラスチックの使用を減らしましょう。
- マイボトルを持ち歩きましょう。
- 3R(リユース(再利用)、リデュース(ごみを出さない工夫をする)、リサイクル)を心がけましょう。
- 省エネや節電につながる行動をとりましょう。

SDGs (持続可能な開発目標)とは?

「SDGs」とは、2015年9月におこなわれた国連の「持続可能な開発サミット」で採択された、2030年までの国際目標です。ここで掲げられた17の目標は、持続可能な世界を実現するための目標であり、「誰一人取り残されない」ことを誓うものです。

エシカル消費は、目標12の「持続可能な消費と生産のパターンを確保する(つくる責任 つかう責任)」の達成に貢献する消費行動であり、世界の未来を変えるために、大切なことです。

持続可能な開発目標 (SDGs)



1 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成し、農業を推進



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進



4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的で公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図る



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと管理を確保



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人に手ごろで信頼でき、近代的なエネルギーへのアクセスを確保



8 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続・包摂的な経済成長、生産的な完全雇用、ディーセント・ワーク(働きがいのある仕事)を推進



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラを整備し、包摂的な産業化を推進、技術革新の拡大を図る



10 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正



11 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能に



12 つくる責任 つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保

エシカル消費



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



14 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源の開発に向けて保全し、持続可能な形で利用



15 陸の豊かさを守ろう
陸上生態系の保護、森林の管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止・逆転、生物多様性損失の阻止を図る



16 平和と公正をすべての人に
開発に向け平和で包摂的な社会を推進し、司法へのアクセスを提供し、効果的で包摂的な制度を構築



17 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化



参考サイト

- 東京暮らし WEB (東京都) <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/ethical/start1.html>
- 国連開発計画 (UNDP) 駐日代表事務所: ホームページ <https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sustainable-development-goals.html>

新宿消費生活センターからのお知らせ

第39回 新宿区くらしを守る消費生活展 ～SDGs 人・社会・ 地球環境にやさしい消費を～



安全で豊かな暮らしをまもるため、消費生活に関する情報を提供するとともに、消費者団体が日ごろの活動や研究の成果を発表します。当日、直接、会場へおいでください。



日時 1月17日(金) 午前11時～午後5時 18日(土) 午前10時～午後4時

会場 新宿駅西口広場イベントコーナー

共催 新宿区消費生活展実行委員会

ステージイベント

	1月17日(金)	1月18日(土)
11:00	オープニングイベント	和太鼓演奏 和太鼓淀橋
11:30	江戸芸かっぱれ 江戸芸かっぱれやよい会	カモかもと〇×クイズ 新宿消費生活センター
12:00	新宿いきいき体操 新宿区ラジオ体操連盟	ニューオリンズジャズ 早稲田大学ニューオリンズジャズクラブ
12:30	—	—
13:00	ハーモニカ合奏 ハーモニカ・メイツ	クイズ! SDGs 今でしょ! 目白大学
13:30	金融トラブル被害防止セミナー 東京都貸金業対策課	こま回し コマと人形劇のクマゴロウ
14:00	落語 流行亭 喜楽	スコティッシュダンス 新宿カントリーダンスクラブ
14:30	津軽三味線合奏 早稲田大学津軽三味線団体 Sawari	新宿いきいき体操 新宿区ラジオ体操連盟
15:00	悪質商法被害防止ミニコント 新宿区消費者団体連絡会	ロマンティック・ジャズ・バンド デューク・グリーン・サウンド
16:00	小型家電リサイクル ～メダルプロジェクト～ 四谷小学校 5年生	—

主催: 新宿区・新宿区消費生活展実行委員会

消費者団体の展示: 新宿区消費者団体連絡会、新宿区消費者の会、有機農産物愛好グループすずな会、新日本婦人の会新宿支部、友の会「婦人之友」愛読者、新宿消費生活モニター OB 会、年金者組合東京都本部新宿支部、一般社団法人新宿ユネスコ協会、角筈生活学校、生活協同組合・消費者住宅センター新宿ネットワーク、北東京生活クラブ生協まち新宿、新宿区のリサイクルを考える会、東京第一友の会城西方面、消費者団体アクティヴ

協賛団体等の展示: NPO 法人山の幸染め会新宿支部、駒場ケナフ工房、早稲田大学社会科学部卯月ゼミナール、目白大学社会学部地域社会学科、工学院大学建築学部村上研究室、東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社、一般社団法人関東電気保安協会、一般社団法人新宿淀橋市場協会普及活性化委員会、一般社団法人全国清涼飲料連合会、新宿リサイクル活動センター、西早稲田リサイクル活動センター、公益社団法人新宿区勤労者・仕事支援センター ぷらっと新宿、消費者庁消費者教育推進課、東京都生活文化局消費生活部企画調整課、東京都生活文化局計量検定所、東京都産業労働局金融部貸金業対策課、東京ガス(株)中央支店、新宿商店会連合会、新宿消防署、迷惑メール相談センター

問合せ 新宿消費生活センター(第2分庁舎3階) TEL (5273) 3834 FAX (5273) 3110 へ

講座・イベント情報

みなさまのご参加をお待ちしています。

	講座・イベント名	講師	日時・会場	費用	主催	申込み・問合せ
1	市街地と水害 ～西日本豪雨災害に学ぶ～	(株)プライムプラン 技術顧問 足立 勝治氏	2月7日(金) 13:30～15:30 新宿消費生活センター 分館 (高田馬場 1-32-10)	無料	新宿区 消費者団 体連絡会	申込み: 1月24日(必着) 迄に住 所・氏名・TELを記入して、往復 はがきで、〒169-0075 新宿区高 田馬場 1-32-10 新宿区消費生活 センター分館内 新宿区消費者団 体連絡会に送付か、FAX (03-3205- 1007) で。応募者多数の場合抽選(返 信はがきに住所・氏名) 問合せ: 新宿区消費生活センター TEL03 (5273) 3834
2	サムゲタン 参鶏湯とナムルの会	原 久枝氏	2月21日(金) 10:00～13:00 戸塚地域センター (高田馬場 2-18-1)	1600円	新宿 消費者の 会	申込み・問合せ: 伊藤 容子 090-4425-1777
3	①レクチャー 「どうする? 地震が来たら! -避難所運営に関する諸課題-」 ②ワークショップ 「男女共同参画の視点を取 り入れた HUG (避難所運営 ゲーム)」	①レクチャー: 工学院大学建築学部 まちづくり学科 教授 村上 正浩氏 ②ワークショップ: 減災アトリエ主宰/ (一社)減災ラボ 代表理事 鈴木 光氏	①②とも 2月29日(土) 13:30～16:30 男女共同参画推進セ ンター「ウィズ新宿」 (荒木町16)	無料	一般社団 法人新宿 ユネスコ 協会	新宿区子ども家庭部男女共同参画課 (ウィズ新宿) に1月27日(月)～ 2月27日(木)に電話かFAXでお 申し込み下さい。(日祝を除く8:30 ～17:00)TEL.03-3341-0801、 FAX.03-3341-0740 問合せ: saekomiyazaki39@live.jp TEL.090-5191-4196



今ではごく身近になったフリマアプリを利用したモノの売り買い。これから始めてみようかなと思っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

インターネット上のプラットフォーム（フリマアプリ運営業者）を介して、個人が気軽に出品したり購入できるのがフリマアプリです。こんなものまで？というような意外なモノまで出品されているようです。実際、フリマアプリ内ではブランド品が入っていた紙袋や箱、ワインのコルク、ペットボトルのキャップ等、意外なモノまで売られています。試着しただけのタグ付き新品状態の商品が売られていることもあるようです。このようなメリットがある反面、消費生活センターには、出品者、購入者のトラブルが双方から寄せられています。

Q

- 1 既に完売してしまったブランド品のスニーカーをフリマアプリで見つけ、購入した。届いたスニーカーの中敷きにブランドロゴがなく偽物と確信した。出品者に返品を申し出たが、本物だと言って返品に応じてくれない。フリマアプリ運営業者にも申し出たが、出品者と話し合うようにと言われた。
- 2 新品未使用との記載があったピアスを購入した。商品が届き、状態を確認せずに受け取り評価をしてしまった。その後ピアスが折れかかっていることに気が付き、返品しようと思い、出品者に連絡を1週間程度しているが返信がない。どうすればいいか。
- 3 別のフリマアプリで購入したブランド品のバッグを出品した。商品発送後、購入者から偽物ではないかと言われ困っている。自分は本物と思い出品した。偽物を出品したことで罪に問われるのか。心配だ。
- 4 購入した商品代金を出品者個人の銀行口座に振り込むようにと指示され振り込んだが、商品が届かず相手とも連絡が取れない。

A

フリマアプリ運営業者は場の提供という立場のため、原則、トラブル解決は当事者間で図ることが求められます。また、エスクロサービス（注：相談員コラム参照）には法規制はありません。その一方、フリマアプリ運営業者の多くは、規約で消費者保護規定を設けています。利用者が規約に従って契約することに同意している場合は、利用規約が契約に組み込まれると考えられます。当事者間でトラブルが解決しない場合は、フリマアプリ運営業者に事情を伝え、調査などの協力が得られないか確認しましょう。

トラブルにあわないためには、商品を受け取ったときは、問題がないかよく確認しましょう。よく確認せず受け取り評価をするとフリマアプリ運営業者から商品代金が出品者に支払われてしまい、返金は困難です。

偽ブランド品の販売行為は、商標権の侵害に当たり刑事罰に処されることもあります。また、偽ブランド品の購入は関税法に抵触する可能性もあります。

商品説明や画像ではわからないこと、不安や疑問に思ったことは事前に質問したり、怪しいと思った場合は購入を見送る判断が大切です。

あわせて、利用規約で禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう。



相談員コラム

フリマアプリとは、オンライン上でフリーマーケットのように、主に個人間（CtoC）による物品の売買を行えるスマートフォン用のアプリです。インターネットオークションは出品者設定による初期価

格から、入札者が希望価格を入札していき競り上がる形式なのに対し、フリマアプリサービスでは、出品者が設定した販売価格で購入者が購入できる仕組みとなっています。また、代金の授受はフリマアプリサービスの提供事業者を介して行われます（エスクロサービス）。具体的には、購入代金は前払いしますが、一旦フリマアプリ運営業者が預かり、商品が購入者に届いたことが確認された後に、フリマアプリ運営業者から出品者に支払われます。

商品の購入・契約などの
トラブルでお困りの
区民のみなさまのために

消費生活
相談室

電話番号 03-5273-3830

所在地 新宿区新宿5-18-21 新宿区役所 第二分庁舎 3階

相談日 月～金曜日（祝日等を除く）

▶ 電話相談＝午前9時～午後5時 ▶ 来所相談＝午前9時～午後4時30分